

# 適正な車上作動処理業務 について

外国語の資料は下記 QR コードまたは URL よりご確認ください。



[http://www.jarp.org/jars/ab\\_proper\\_procedure.pdf](http://www.jarp.org/jars/ab_proper_procedure.pdf)

## エアバッグ類 車上作動処理業務における措置実施について

自動車メーカー等は、「自動車リサイクル法」第 28 条のもとに解体業者と委託契約を締結し、主務大臣の認定を受けた解体業者にエアバッグ類の車上作動処理を実施いただいております。

この解体業者がエアバッグ類を処理せず破砕業者に引き渡すこと等は、「自動車リサイクル法」第 16 条 3 項（再資源化実施義務）の違反であるとともに、「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第 7 条第 1 項（車上作動処理登録取消し）等に抵触することになります。

自動車メーカー等および当機構では、2005 年度以降、解体業者との契約に従い車上作動処理監査を実施し適正業務に関する周知徹底を実施しておりますが、一部において不適切な行為が発見されたことから、2009 年 10 月、および 2010 年 6 月に改定した規約に従い、下記の通り措置を実施することといたしました。

なお、当該措置結果については、主務官庁および所管する自治体に通知するとともに、当機構 HP にて適宜報告させていただきます。

つきましては、解体業者の皆様におかれましては、今後とも適正処理の実施をお願い致します。

### 【車上作動処理委託契約業者としての登録取消、または車上作動処理業務の一時停止に該当した事例】

事例①：自社で解体した全車台についてすべてのエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引渡そうとしていた。

事例②：自社で解体した一部車台について一部のエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引渡そうとしていた。



事例③：エアバッグ類を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。



事例④：取り外したエアバッグ類を再販等の  
目的で部品倉庫に保管していた。



※上記事例①～④以外にも自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正  
処理情報」等に従った作業手順・作業方法が実施されていない時、自再協  
が行なう現地監査の受け入れを拒否した時等も措置の対象となる場合が  
あります。

「エアバッグ類車上作動処理」に関する業務手順書

◆エアバッグ類の処理および処理実績の管理を確実に行う為、以下の手順で車上作動処理業務を行って下さい。

基本業務手順		業務手順詳細	担当者名
①	実車のエアバッグ類「有無」の確認。		
②	実車のエアバッグ類「有無」と移動報告上のエアバッグ類「有無」との整合。	☞ <b>ポイント</b> 装備「有無」を確認して引取報告	
③	使用済自動車の引取報告(解体工程)	☞ <b>ポイント</b> 「車台詳細情報」で装備確認	
④	実車のエアバッグ類の部位と個数を確認。 (車台詳細情報の利用)	☞ <b>ポイント</b> 処理忘れがないか確認	
⑤	車上作動処理作業の実施。 (全ての部位が作動済みか確認) (ハーフカット車両については車台を切る前にエアバッグ類の処理を行なう)		
⑥	車上作動処理を行った実績を管理台帳に速やかに記入。 (管理台帳は5年間保管)	☞ <b>ポイント</b> 台帳には実際に処理したエアバッグ類の個数を記入 (装備個数ではありません！)	
⑦	管理台帳を見ながら、エアバッグ類の引渡報告を速やかに実施。	☞ <b>ポイント</b> 管理台帳を見ながら引渡報告	

発行：自動車再資源化協力機構

「エアバッグ類車上作動処理」に関する業務手順書（記入用）

**◆エアバッグ類の処理および処理実績の管理を確実に行う為、以下の手順で車上作動処理業務を行って下さい。**

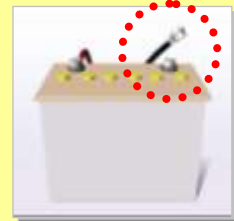
基本業務手順		業務手順詳細	担当者名
①	実車のエアバッグ類「有無」の確認。		
②	実車のエアバッグ類「有無」と移動報告上のエアバッグ類「有無」との整合。		
③	使用済自動車の引取報告(解体工程)		
④	実車のエアバッグ類の部位と個数を確認。 (車台詳細情報の利用)		
⑤	車上作動処理作業の実施。 (全ての部位が作動済みか確認) (ハーフカット車両については車台を切る前にエアバッグ類の処理を行なう)		
⑥	車上作動処理を行った実績を管理台帳に速やかに記入。 (管理台帳は5年間保管)		
⑦	管理台帳を見ながら、エアバッグ類の引渡報告を速やかに実施。		

## 車上作動処理時の安全対策について

作業員の皆さまの安全確保の観点から、必ず「エアバッグ類 適正処理情報」の注意事項とともに以下の事項を守って作業を行ってください。

### ➤ バッテリー端子をはずし所定時間放置

誤作動を防ぐため、バッテリーのマイナスターミナルを外し、所定時間（適正処理情報「各社情報」参照）放置した後作業を開始。



### ➤ 静電気の除去

誤作動を防ぐため、車両や鉄柱等確実にアースがとれるものに素手で触れて除電してから作業を開始。



### ➤ 保護メガネ・手袋着用

静電気による誤作動および怪我防止のため、作業開始から終了まで保護メガネ・手袋を着用。



### ➤ ドアを閉めガラス等の飛散防止

ガラス飛散等による怪我防止のため、車台のドア・窓を閉め、**車両全体をカバー・毛布・コンテナ等で覆い**飛散防止対策を実施。

- ※ 車両にドア・窓がある場合でも必ず実施
- ※ ダッシュボードの上に何も無いことも確認



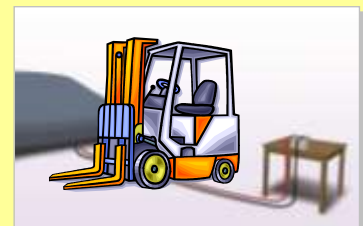
### ➤ 発生音・発生臭等への対策

車上作動処理契約申込時に宣言（申込書類（様式 2）等）した発生音・発生臭対策を実施。



### ➤ 通電時の距離を確保するとともに**遮蔽物を設置**

ガラス等飛散による怪我防止のため車両から 5m 程度（適正処理情報「各社情報」参照）離れて、**車両との間についたてやフォークリフト等の遮蔽物を設置**。



➤ **通電時のヘルメット着用**

ガラス等の飛散物から頭部を保護するため、ヘルメットを着用。



➤ **通電実施を周囲に伝え、周辺の安全を確認して通電**

作業員以外の方の安全確保のため周囲に通電実施を呼びかけ、車両周辺に人がいないことを確認して通電。



➤ **マスクを着用し車室内のガスを換気**

発生ガスを吸引しないよう、換気時はマスクを着用。



➤ **すべての部位が作動済みであることを確認し台帳に記録**

換気が完了したらすべての部位が作動済みであることを確認し、速やかに処理実績を記録。シートベルトプリテンショナーも忘れずに確認。



➤ **その他の注意事項**

①以下の作業は、危険ですから決して行わないでください。



可燃性のカバーを直接掛ける。



車台から外しシートの上等で車上作動処理する。

②ハーフカット作業は、車上作動処理作業を実施してから行ってください。  
ハーフカット後に車上作動処理を行うことは安全上大変危険です。



**万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください!!!**

自動車再資源化協力機構

TEL: 03-5405-6155 / E-mail: info@jarp.org

## エアバッグ類装備の確認について

### 実車での装備確認

#### 1. エアバッグ類の種類

エアバッグ類は、運転席、助手席、シートベルト・プリテンショナーの他、サイドエアバッグやカーテンエアバッグ等が装備されています（下図参照）。



また、最近販売されている車両には、乗員の膝部を保護するニーエアバッグや前方移動を緩和するためのシートクッション等、新たな種類のものが装備され始めています。



#### 2. エアバッグ類装備有無の確認方法

##### ①エアバッグ

エアバッグが装備されている部位には、必ず「SRS」「AIRBAG」「SRS AIRBAG」といった表示があります。

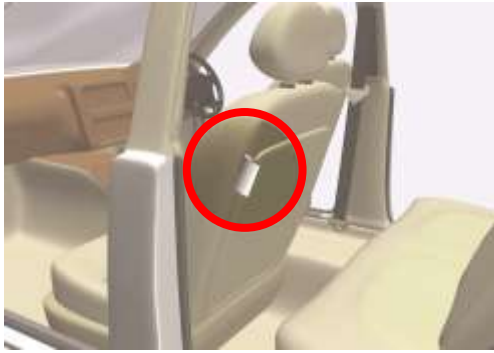


運転席



助手席





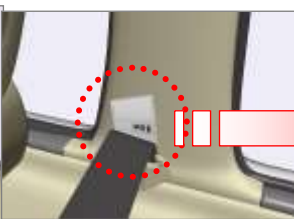
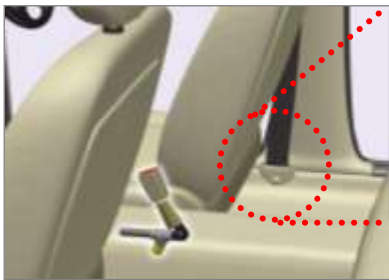
サイドエアバッグ



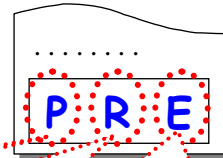
カーテンエアバッグ

②シートベルトプリテンショナー

シートベルト・プリテンショナーが装備されている車両は、ベルト根本部のタグに装備位置を示すアルファベットが表示されています。



表示例



P: プリテンショナー

【作動方式】

E: 電気式 M: 機械式

【装備位置】

R: リトラクター(巻取り装置)部 L: ファイナルアンカー部 B: バックル部

3. 車上作動処理後のエアバッグ類

①エアバッグ

バッグが膨らむ。

(ヘッドレストが動くタイプ、シートやボンネットを持ち上げるタイプなど、一部のエアバッグについては作動時にバッグは膨らみません)



②シートベルトプリテンショナー

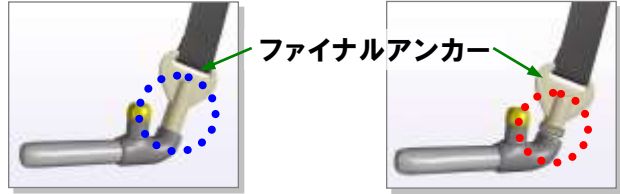
シートベルトプリテンショナーは、装備位置によって作動後の状態が異なります。

リトラクター(巻取装置)部



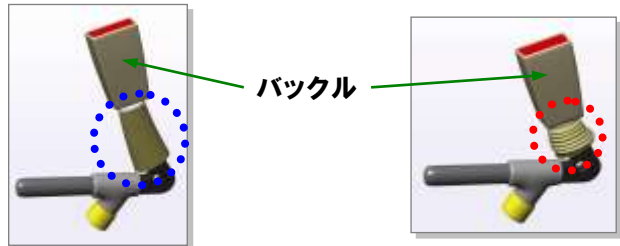
作動するとシートベルトが張りつめて、引き出せない状態になる。

ファイナルアンカー部・バックル部



作動前

作動後



作動するとアンカーやバックルが著しく縮まる。

車台詳細情報での装備確認

自動車リサイクルシステムの車台詳細情報で、自動車メーカー等からの出荷時におけるエアバッグ類の装備個数を参照できます。

車台詳細情報 (JPRS0300)

部位ごとのインフレータの個数や特記事項が表示されています。

車台番号	12345678901234567890	運転席	1		
型式	1234567890	助手席	1		
車名	98765432109876543210	サイド	0		
移動報告番号	1234567890123456	カーテン	0		
高級車メーカー名	98765432109876543210	プリテン	1		
型式指定番号	0100				
国産区分番号	0100				

◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報  
 (「0」はオプション装着の可能性がりますので、標準をご確認ください)

運転席	1		
助手席	1		
サイド	0		
カーテン	0		
プリテン	1		

◆エアバッグ類 詳細情報

一任付システムへの対応

一任付システムに対応済み

シートベルトプリテンショナーのみ付録式を認識しています

サイドエアバッグはオプション装着のための認識を確認して下さい

安全対策や個別の車台の詳細な情報は、エアバッグ類適正処理情報でご確認ください。

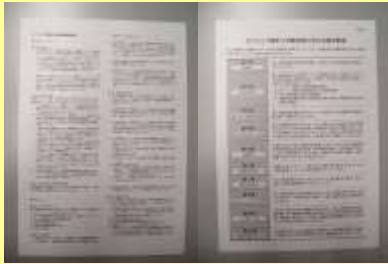
この画面を印刷し、作業場で装備を確認することで、処理忘れを防止できます。

## 適正な車上作動処理実務について

### 1. 契約内容

#### ①必要書類の保管〔遵守事項第2項・第5項〕

下記書類は委託契約書類・業務マニュアル・実績記録として重要なので確実に保管してください。



エアバッグ類車上作動処理業務規約  
エアバッグ類車上作動処理における遵守事項

#### 車上作動処理加入登録申込書 (様式1~6-③)の控え



エアバッグ類車上作動処理  
管理台帳

適正処理情報  
関連資料

#### ②申込内容の変更〔規約第6条／遵守事項第2項〕

申込書類は契約書類の一部であり、国へも認定申請時に提出していますので、周辺状況変更時等は速やかに届出をしてください。



届出が必要な変更内容、届出に必要な書類一式は自再協HP (<http://www.jarp.org/>)  
または「適正処理情報 共通情報 2007年版(46ページ)」より確認・入手できます。

#### ③管理責任〔遵守事項第1項・第9項〕

車上作動処理実施責任者を明確にし、実務における社内の管理責任体制を確立してください。



「車上作動処理実施責任者」とは車上作動処理業務全般（車上作動処理・実績記録・移動報告）における責任者のことを言います。  
責任者は適正な車上作動処理業務を従業員に周知徹底させることを目的とした社内教育を実施してください。

#### ④発生音・発生臭等への対策〔遵守事項第4項〕

作業に伴う発生音・発生臭等が作業員及び周辺に影響を与えないよう十分配慮して行ってください。



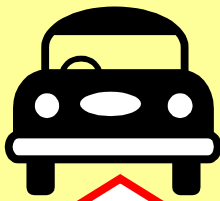
万が一近隣から苦情等が発生した場合、迅速かつ適切に対応・改善を行うために責任者を明確にしておいてください。

## 2. 業務取り回し

### ①手順〔規約第10条／遵守事項第5～6項〕

#### ①装備（エアバッグ類有無）の確認

〔実車装備確認〕



「実車装備」と  
「車台実車装備情報」  
が整合しているか  
確認

〔車台詳細情報画面での車台実車装備情報確認〕

💡 または、「1.1 使用済み自動車/解体自動車の引取報告」画面でも確認できます。  
エアバッグ類無の場合は「エアバッグ類処理対象選択」入力できません。

※ 事故等でエアバッグ類が全て作動済みの場合は装備「無」で引取報告！！

#### ②引取報告

〔解体工程 1.1 使用済み自動車/解体自動車の引取報告〕



整合を確認してから  
引取報告をします。

#### ③装備（エアバッグ類部位別および個数）の確認

〔実車装備確認〕



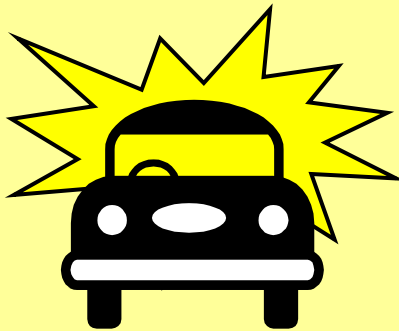
「装備情報」  
を参考に  
実車のエアバッグ類の  
装備位置・個数を確認

〔車台詳細情報画面での装備情報確認〕

#### ④ 車上作動処理の実施と実績記録

〔エアバッグ類車上作動処理の作業実施〕

〔管理台帳への作業実績記録〕



作業実施後、  
速やかに記入

① 事務所管理欄 (1)		② 作業場管理欄				
No.	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 確認 一括	確認者	備考
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	環境太郎 1/5 ○
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	環境太郎 1/5 ○
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	環境太郎 1/5 ○
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	環境太郎 1/5 ○



#### ⑤ 処理方法の選択と引渡報告

- ① 〔解体工程 1.10 エアバッグ類処理方法の選択〕
- ② 〔解体工程 1.13 エアバッグ類 (車上作動処理) の引渡報告〕

1.8	引渡報告	非認定全部利用者への解体自動車の引渡報告
1.9	引渡先確定済車台の一覧	※非認定全部利用者：メーカー
① 1.10	エアバッグ類処理方法の選択	エアバッグ類処理方法の選択
1.11	引渡報告	エアバッグ類 (取外回収) の引渡報告
1.12	引渡先確定済荷姿の一覧	
② 1.13	引渡報告	エアバッグ類 (車上作動処理) の引渡報告

① 「処理方法の選択」  
画面で「作動」に  
チェックをします。

回収	作動
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 管理台帳を基に引渡報告をします。



#### ⑥ 実績記録

〔管理台帳への引渡報告日の記録〕

① 事務所管理欄 (1)		② 作業場管理欄				③ 事務所管理欄 (2)		備考
No.	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 確認 一括	確認者	エアバッグ類 移動確認日	解体自動車引渡先 引渡日	
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	環境太郎	1/6	2階は車場で作動済み
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	環境太郎	1/6	
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	環境太郎	1/8	牙真女士
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	環境太郎	1/8	取外回収



## ②イレギュラー対応

よくある事例をご紹介します。このようなケースが発生した場合は以下のような方法でご対応ください。

- ①前工程からエアバッグ類「無」で移動報告されてきたが、実車にはエアバッグ類が装備されている。



実車装備と移動報告の装備情報を整合する必要があります。  
せっかく作業をされても料金がお支払いできなくなりますので  
装備情報を「無」から「有」へ修正するよう、引取業者に依頼してください。

- ②前工程からエアバッグ類「有」で移動報告されてきたが、実車にはエアバッグ類が装備されていない（または全て作動済み）。



実車装備と移動報告の装備情報を整合する必要があります。  
移動報告を完了させることができなくなりますので  
装備情報を「有」から「無」へ修正するよう、引取業者に依頼してください。

- ③車台詳細情報では「機械式エアバッグ」となっているが、実車には「電気式エアバッグ」が装備されていた。



同じ車種でもモデルチェンジのタイミングにより「機械式エアバッグ」装備車と「電気式エアバッグ」装備車が混在するケースがあり、古い車両には自動車メーカー等でも情報を把握し切れていない場合もあります。  
車台詳細情報で「機械式エアバッグ」となっているが、  
実車の装備が「電気式エアバッグ」であれば車上作動処理を行ってください。

- ④取外回収した「機械式エアバッグ」の数が少ないため、回収ケースが満杯になる前に確認通知が発生してしまった。

※ 確認通知・・・使用済自動車を引き取った後120日以内に解体自動車及びエアバッグ類の引渡しを行わないと確認通知が発生します。  
確認通知後10日経っても引渡報告がない場合、自治体に遅延報告が発信されます。



遅延報告が発生する前に自治体に対して事前報告を行い、  
エアバッグ類の引渡しに必要な期間等について自治体の確認を受けることで  
最長1年引渡期間の延長をすることができます。  
提出する事前報告書および記入方法・添付する書類については  
自再協HPより入手・確認できます。

### 3. 記録と報告（遵守事項第5項）

「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」は車上作動処理を行った実績を証明する重要な書類であることから、指定されたすべての項目を記録していただく必要があります。また、「管理台帳」は5年間保管してください。

●管理台帳記入の注意  
 『エアバッグ類車上作動処理管理台帳』は車上作動処理を行った実績を証明する重要な書類であることから、指定された全ての項目を記録しておく必要があります。  
 また、『管理台帳』は5年間保管し閲覧できるように管理しててください。

エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳										
解体業者名 ◇◇ 解体株式会社 ◇◇ 工場										
2013 年 1 月 度 1 頁										
No	① 事務所管理欄 (1)			② 作業場管理欄			③ 事務所管理欄 (2)			備考 [処理個数が整備個数と異なる理由]
	車台番号	車名	車上作動処理実施日	車上作動方式 個別	処理個数	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車引渡先	解体自動車 引渡日	
1	AA123-4567890	AAAA	1/5	○	2	環境太郎	1/6	◇◇ 破砕株式会社	1/9	2個は事故で作動済み
2	BB123-456790	BBBB	1/6	○	4	環境太郎	1/6	◇◇ 破砕株式会社	1/9	D席1個、P席1個、Pr2個
3	CC123-4567890	CCCC	1/7	○	6	環境太郎	1/8	◇◇ 破砕株式会社	1/9	写真なし
4	DD123-4567890	DDDD	1/7	○	1	環境太郎	1/9	◇◇ 破砕株式会社	1/9	P席取外回収(リコール)
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

☆車台番号☆  
全桁を記入してください。

☆作動処理実施日☆  
現場において実際に車上作動処理を実施した日を記入してください。  
※エアバッグ類の引渡報告を行った日ではありません。

☆車上作動方式☆  
エアバッグを個別作動で処理されたか、一括作動(一括作動対応車を一括作動専用ツールで)で処理されたかを記入してください。

☆エアバッグ類移動報告引渡日☆  
管理台帳の実績をもとにエアバッグ類の引渡報告を行った日にちを記入してください。  
※旧フォームは項目がありませんので追加してください。

☆処理個数☆  
車台に整備されていた個数ではなく、実際に車上作動処理をした個数を記録してください。  
D席・P席だけではなく「フリテン・サイド・カーテン」等も含めて記入してください。  
※事故で既に作動済みのものは処理個数に含まれません。

☆確認者☆  
作業場の責任者に車上作動処理が適正に実施されたことを確認いただき、作業場の責任者の名前を記入、または押印してください。

☆整備個数☆  
使用済自動車を引き取った際にすでに一部のエアバッグ類が事故等で作動済みであった場合等、実際の処理個数と整備個数に差が生じた場合と、その他特筆すべき点がある場合は、その内容を記入してください。

☆解体自動車の引渡先および引渡日☆  
使用済自動車の引渡先および引渡した日にちを記入してください。  
車上作動処理の実績管理において不審な点があった場合は、解体自動車の引渡先である破砕業者等へも調査させていただきます。  
※前破砕工程・破砕工程を兼務している場合

(5年間保管)